

沼津信用金庫との連携推進会議に関する細則

令和6年8月26日 細則第75号

改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、沼津信用金庫と静岡県公立大学法人との地域創生に関する連携協定書（以下「協定書」という。）第3条第1項に基づき設置する連携推進会議に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、協定書第2条の各号に掲げる事項について検討を行う。

(組織)

第3条 連携推進会議は、沼津信用金庫の役職員及び静岡県公立大学法人の教職員により組織し、委員は別紙のとおりとする。

- 2 前項の委員の任期は各年度末までとし、再任を妨げない。
- 3 連携推進会議には、議長を置き、静岡県立大学ツーリズム研究センター長が担う。
- 4 議長は、連携推進会議の会務を掌理する。
- 5 連携推進会議内に、作業部会（以下「WG」という。）を設けることができる。WGは、連携推進会議の指示により、具体的に事務事業を進める。

(開催)

第4条 連携推進会議は、沼津信用金庫又は静岡県公立大学法人いずれかの発意により開催する。

- 2 連携推進会議は、議長を含め委員4人（沼津信用金庫及び静岡県立大学法人の各委員1人）以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(決議)

第5条 連携推進会議の議事は、出席委員の全会一致をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の者に連携推進会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連携推進会議の庶務は、静岡県公立大学法人静岡県立大学地域・産学連携推進室が処理する。

附 則

この細則は、令和6年8月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

(委員)

組織名	職名
沼津信用金庫	地域創生部長
	地域創生部副部長
	地域創生部課長
静岡県公立大学法人	静岡県立大学 ツーリズム研究センター長
	静岡県立大学 サテライトオフィス長
	静岡県立大学 学生部長
	静岡県立大学 事務局長

(事務局)

組織名	職名
静岡県公立大学法人	静岡県立大学 教育研究推進部長
	静岡県立大学 経営企画室主幹
	静岡県立大学 地域・産学連携推進室長
	静岡県立大学 地域・産学連携推進室長補佐
	静岡県立大学 地域・産学連携推進室 産学官連携コーディネーター